

消防同意等の電子申請

受付開始します

開始日_等

令和8年7月1日～

対象：筑紫野市・太宰府市の物件に係る

①主棟が500㎡以上の**消防同意**

②建築基準法第93条第4項に基づく**通知**

令和8年7月1日以降であれば、任意の日から開始可能です。

①の消防同意で使用するシステムは

「建築行政共用データベースシステム（電子申請受付システム）」になります。

②の通知については、電子メールで受け付けいたします。

開始にあたっては、**電話連絡**をお願いします。

☎ 予防課 建築指導係 092-924-5792

変更点

①通知書への押印廃止（電子申請を含むすべての消防同意）
消防同意時に建築主に対する「通知書」への所属長の押印を廃止します。

②受付時間のお知らせ（電子申請のみ）

土日祝日を除く開庁日の8：30～17：00に到達分を当日受付とします。

③消防同意窓口について

書面申請の場合

これまでどおり、主棟の延べ面積が500㎡以上のものは消防本部へ500㎡未満のものは管轄消防署（筑紫野市の物件は筑紫野消防署、太宰府市の物件は太宰府消防署）へ提出をお願いします。

電子申請の場合

筑紫野太宰府消防本部が窓口となります。

※主棟が500㎡未満のものは**電子申請対象外**となります。

【問い合わせ先】

筑紫野太宰府消防組合消防本部

予防課 建築指導係 092-924-5792